

旧京都市野外教育センター奥志摩みさきの家
跡地活用に係る契約候補事業者
選定に係る募集要項

令和 6 年 7 月
京都市教育委員会

目 次

《募集要項本文》

1 趣 旨	1
2 本物件の概要	2
3 申込資格	5
4 売却条件及び審査基準	5
5 申込手続	7
6 契約候補事業者の選定方法	9
7 契約の締結等	10
8 売買代金の支払	11
9 所有権移転登記	11
10 その他	12
11 日 程	12
12 問合せ先	12
13 別 表	13
14 建物配置図	18

《別紙及び様式》

(別紙1) 提出書類一覧	19
[様式1-1] 応募申込書	21
[様式1-2] 構成員調書	22
[様式1-3] 事業費概算書(初期投資)	23
[様式1-4] 初期投資に伴う資金調達計画書	24
[様式1-5] 長期損益計画書(基礎資料)	25
[様式1-6-①] 長期損益計画書	26
[様式1-6-②] 長期キャッシュ・フロー計算書	27
[様式1-7] 事務遂行体制	28
[様式1-8] 事業運営実績書	29
[様式1-9] 京都市暴力団排除条例に係る誓約書	30
[様式2] 活用計画書(活用計画①～⑤)	31
[様式3] 買受希望価格書	36
(別紙2) 質疑書	37
(別紙3) 審査項目及び審査基準	38
(別紙4) 市有財産売買契約書(案)	39

1 趣旨

旧京都市野外教育センター奥志摩みさきの家（所在地：三重県志摩市大王町船越字野玉231番地他、以下「本物件」という。）は、海に接する機会の少ない本市の児童・生徒に、太平洋を望む豊かな自然に恵まれた環境の中で共同生活・野外生活を体験させ、責任感・自立性・協調性を養い、心身の健全な発達を図ることを目的に、本市の「公の施設」として昭和56年4月に開設されました。

しかしながら、遠方に所在していることから、利用に際し長時間を要することや、開設から42年が経過する中で、京都府内や近隣府県に、本物件と同等の教育活動を行うことができる施設が開設されている状況を踏まえ、令和5年3月31日をもって本物件を閉鎖いたしました。

本物件の跡地活用の契約候補事業者の選定にあたっては、これまで長年にわたり、本物件の受入や運営に御理解をいただいていた志摩市の意見を踏まえた検討を行い、地域の活性化に寄与する活用を図っていく必要があると判断しました。

つきましては、本物件について、上記の考え方に沿った活用ができる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することとし、この度その公募を行うものです。

<公募型プロポーザル方式（総合評価方式）のあらまし>

活用計画に関する企画提案を事業者から求め、専門的な見識を有する者等で構成する「旧京都市野外教育センター奥志摩みさきの家跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、売却価格及び活用計画の内容を総合的に審査し、最も優れた事業者を契約候補事業者と決定します。

2 本物件の概要

【土地の表示】
(所在) 三重県志摩市大王町船越字野玉231番地他 (地目) 山林、雑種地、宅地、原野 (地積) 127,062.62㎡ (※上記は登記地積。実測面積は127,156.84㎡) ※ 登記地積と実測面積の差について 本物件においては国土調査法に基づく調査が実施されている地域であることから、両地積の差が国土調査法に規定されている公差の範囲内である場合、当該地番については登記簿の修正が行われず、上記の差が生じている。 なお、実測面積は、本物件の隣接者との境界確定に基づき算定している。
【建物の表示】
別表のとおり
【位置】
近鉄「鵜方」駅から路線バスで約35分
【公法上の規制等】
<ul style="list-style-type: none">・ 建築形態制限区域（建ぺい率60%、容積率200%）、12m未満の全面道路幅員による容積率算定係数0.6、道路斜線制限に係る勾配数値1.50、隣地斜線制限に係る勾配数値1.25・ 都市計画区域内、区域非線引き、用途地域の指定なし・ 防火地域22条区域・ 日影規制 高さ10mを超える建築物の場合・ 志摩市景観条例に基づく届出 高さ10mを超える又は建築面積500㎡を超える建築物の場合等・ 志摩市の自然と環境の保全に関する条例に基づく届出 自然景観及び緑地並びに水源確保のため必要な山林及び農地の確保に影響を及ぼすおそれのある土地の区画形質の変更を伴う、面積が1,000㎡以上の開発行為をする場合・ 志摩市の自然と環境の保全に関する条例に基づく協議 土砂の流失により水産生物に影響を及ぼすおそれのある行為又は河川、海洋等に直接、し尿処理水、生活汚水、産業汚水及びその他の汚水を排出する施設を設置する場合・ 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく許可 本物件の西側の深谷水道を北上した場所（164番1及び164番2）に、児童が移動に使用する遊覧船が着岸するために設置している浮棧橋について、所有権移転後も引き続き設置する場合（三重県の占用許可及びその占用料の支払いが生じることが想定されるため担当部署との協議が必要）

- ・ 自然公園法の規定（伊勢志摩国立公園内の普通地域に該当）に基づく届出届出が必要とされるのは、おおまかには、高さ13mを超える建物、または延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新築・増築・改築、切土・盛土等の土地の形状を変更する行為、太陽光や風力発電施設を設置する場合。ただし、具体的な活用内容によって規制内容が異なるため、活用計画等について、提案前に伊勢志摩国立公園管理事務所（電話番号0599-43-2210）に確認が必要

【埋蔵文化財の有無】

- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しません。

【その他】

- ・ 本物件は、土地に定着する建物、構造物等の一切のものを含み、所有権移転時の現状有姿で売却します。解体・撤去については、契約候補事業者の負担により実施するものとし、本市は負担しません。
また、解体工事等を行うに当たっては、工事着手前に近隣住民に対して説明を行うなど、丁寧な対応を心掛けてください。
- ・ 本物件の土壤汚染調査及び地盤に関する調査は実施しておらず、土壤汚染の存在及び地盤の状態は不明です。
- ・ 売却後、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染が発見された場合の各種対応は、関係自治体の担当部署との協議を行ったうえで、契約候補事業者の負担により、活用計画の必要に応じ、各法令等に基づき、適切に対応してください。
- ・ 土壤汚染の対応及び地盤の改良等に要する費用は、契約候補事業者において負担するものとし、本市は負担しません。
- ・ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、本物件南側の芝生グラウンドのある箇所は昭和47年から54年にかけてボーリング場が建っていたと見受けられ、除去に関する資料もなかったため、物理探査（地中レーダー探査）を行った結果、地下埋設物の反応はありませんでしたが、試掘調査を実施しておらず、地下埋設物の存在を否定するものではありません。その他の部分についても、本市取得以前に建物が建っていたような経過は認められないため、物理探査及び試掘調査を実施しておらず、地下埋設物の存在を否定するものではありません。
- ・ 本物件のアスベストに関する調査は実施しておりません。
- ・ 売却後、地下埋設物やアスベストが発見された場合は、関係自治体の担当部署との協議を行ったうえで、契約候補事業者の負担により、各法令等に基づき適切に対応してください。
- ・ 地歴の調査に利用した資料、物理探査（地中レーダー探査）及び既存施設の設計図等の基礎資料については、貸出を行います（詳細は8ページ）。
- ・ 本市と志摩市との取り決めにより、本物件南側の芝生グラウンド上にドクターヘリ離発着のためのヘリパッドを設置していますが、当該用途の継続を契約の条件とするものではありません（本市から契約候補事業者への所有権の移転までに、

当該用途は終了します)。

また、上記用途に加え、令和6年3月末まで、本物件を以下の①及び②の用途に供していましたが、上記ヘリパッドも含め、志摩市等から契約候補事業者に対して用途に関する相談があった場合は、契約候補事業者において対応してください(必ずしも相談内容に沿うことを求めるものではありません)。

- ① 本市と志摩市との間で締結された「災害時における救助活動用オープンスペースに関する協定書」における救助活動用用地
 - ② 三重県広域受援計画の救助活動拠点
- ・ 本物件の南の箇所(234番2、235番7、235番8、269番10及び270番2)に隣接する土地(234番1、269番18及び270番5)において設置されている石積みの塀の土台等が地中で越境している可能性があります。活用計画の実施に当たり、必要に応じて隣接者と協議してください。
 - ・ 本物件の西側の深谷水道を北上した場所に、児童が移動に使用する遊覧船が着岸するための浮棧橋を設置しています(164番1及び164番2)。浮棧橋の使用料として、三重外湾漁業協同組合志摩支所和具事業所に年間10万円を支払っており、上記使用料の支払義務は、契約候補事業者を引き継がれます(売買代金の支払を完了した日が年度の途中である場合は、当該年度の使用料は日割をもって計算するものとします。この場合、契約候補事業者が支払う使用料に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます)。ただし、浮棧橋の設置継続を契約の条件とするものではありませんので、所有権移転後、撤去するなどの場合は、上記事業所等の関係団体や関係自治体の担当部署と協議してください。
 - ・ 本物件は、下水道を利用していません。生活排水については、浄化槽を利用しており、法的な水質点検が必要です(点検費用が発生します)。また、本物件のトイレについても、水洗式ではなく、汲み取り式となっています(汲み取り費用が発生します)。
 - ・ 現在、本物件の225番1及び231番において設置している机や椅子(石性)の一部が、本物件と三重県との境界を越境して、本物件の敷地外に設置されています。契約候補事業者の活用計画においては、本物件の境界を越えることなく、本物件敷地内において計画を検討するとともに、活用計画を実施する際に、契約候補事業者の負担において撤去してください。
 - ・ 本物件は敷地の一部が、志摩市が作成している津波ハザードマップにおいて、津波最大浸水深0.01m～10mの区域に該当します。
 - ・ 契約候補事業者は、売買契約の締結後、引き渡された土地及び構造物に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(本市が知りながら契約候補事業者に告げなかった事実によるものを除きます。)があるときにおいても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

3 申込資格

申込みの資格を有する者は、以下のいずれの要件にも該当しない者に限ります。
なお、複数の法人からの共同提案を妨げるものではありませんが、この場合は、全ての法人について、当該要件に該当しないことが必要となります。

※ 共同提案の申込みを行う場合は、あらかじめ1法人を代表者と定め、その代表者が申込み及び事業に必要な諸手続を行ってください。

※ 1法人は、重複して2件以上の共同提案の申込みを行うことはできません。

※ 特定目的会社（SPC）等の手法を活用し、新たな法人設置を予定している場合は、事前に本市との協議を行ってください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加する資格を有しない者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
※ 申込資格の確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。
- (3) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (4) 法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- (6) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (7) その他本市が契約の相手方として不相当と判断する者

4 売却条件及び審査基準

(1) 売却条件

ア 活用計画

本物件は、昭和56年4月に開設されて以降、42年間に渡り、地元自治体である志摩市をはじめ、地域の方々を中心とした「奥志摩青少年野外活動振興会」等、様々な関係者の御理解・御協力をいただきながら、自然環境を維持管理・活用しつつ、子どもたちの心身の健やかな成長に大きく寄与してきました。

このため、本物件の活用計画の提案に当たっては、志摩市の意見を考慮し、

地域の活性化に資する活用を図るため、以下①～③の事項を十分に踏まえた計画としてください。

- ① 本物件の閉鎖前は京都市立小学校の児童が毎年、集団宿泊学習・自然体験活動として、志摩市を訪れていたことを踏まえ、志摩市外からの誘客につながる活用の検討。
- ② 雇用の創出や、現地または現地周辺の食の地産地消に資するなど、地域とも連携した活用の検討。
- ③ 本物件が伊勢志摩国立公園内に位置し、また、太平洋に通じる深谷水道に隣接していることから、自然環境に配慮した運営や活用の検討。

(脱炭素社会の実現に向けて、志摩市が策定したゼロカーボンシティ推進計画(※)の趣旨もできる限り踏まえること。)

※当該計画掲載のURL

https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/seisakusuishin/sogoseisakuka/machizukurisuishin/zero_carbon/5046.html

イ 予定価格(最低売却価格)

¥189,000,000

※ 予定価格は、建物等の除去費用等を除いた価格です。

ウ 活用計画の履行

所有権の移転後は、速やかに活用計画を実施し、所有権の移転の日から起算して10年間は、本物件を活用計画に基づいた利用に供し、本市の承諾を得ずに所有権の移転及び使用収益権の設定をしてはなりません。

エ 用途の制限

本物件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業の用途に供してはなりません。

【留意事項】

- ※ 提案内容が関係自治体の許認可、指定等が必要となる場合であっても、売買契約の締結等により、これらの関係自治体の許認可、指定等が予定されるものではありません。
- ※ 関係自治体の補助金を受けることができる施設整備及び事業を実施する場合であっても、売買契約の締結等により、関係自治体の補助金の交付が予定されるものではありません。
- ※ 本市の承諾を得ずに活用計画の変更又は所有権の移転等を行った場合は、違約金を請求することがあります。詳細については、市有財産売買契約書(案)を参照してください。
- ※ 本物件の敷地全てを活用することを前提とした提案に限ります(共同提案においては、共同提案者の取得持分の合計が敷地全てを活用する場合はその提案を認めます。)
- ※ 共同提案を行う場合は、共同提案者間で相互の計画について十分に調整

を行い、建築計画の一体性、運営面での連携等、計画相互の調和を図るとともに、敷地全体における総合的な計画となるよう留意してください。

※ 活用計画の都合上、本物件の分筆や合筆、または地目の変更が必要であっても、本市において上記の変更は行いませんので、所有権移転登記後に契約候補事業者で必要な対応をしてください。

- (2) 審査項目及び審査基準
別紙3参照

5 申込手続

(1) 申込方法

ア 提出書類

申込者の概要・財務状況等、活用計画、買受希望価格の書類
詳細は「提出書類一覧（別紙1）」のとおりです。

イ 受付期間

令和6年10月1日（火）～令和6年10月11日（金）（土日祝日を除く。）
受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法

持参に限ります。

※ 提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出に来られる際は、事前に連絡をお願いします。

エ 提出場所

京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課（担当：河合、堀）
京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706-3
京都市教育相談総合センター2階 電話 075-213-5622

(2) 提出書類の取扱い

ア 無償使用

本市は、本物件の売却において公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

(3) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。

(4) 質疑及び回答

ア 質疑者の資格

本要項中「3 申込資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

「質疑書」（別紙2）に質疑の内容を簡潔にまとめ、電子メールで送信してく

ださい。

送信先：京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課（担当：河合、堀）

seishi@edu.city.kyoto.jp 電話番号 075-213-5622

※電子メールを確実に受信するため、電子メール送信後に担当者まで電子メールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

ウ 質疑の受付期間

令和6年7月16日（火）～令和6年8月16日（金）

エ 回答

令和6年8月26日（月）までに質疑回答書をホームページに掲載します。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

《ホームページURL》

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000326682.html>

(5) 現地見学会の開催

ア 実施日時

第1回 令和6年7月31日（水） 午前10時から午後4時まで

第2回 令和6年8月 7日（水） 午前10時から午後4時まで

※ 上記の時間内で、見学の日時を調整します。

※ 現地見学会では、質疑は一切受け付けません、質疑がある場合は、上記「(4)質疑及び回答」の方法に従ってください。

イ 集合場所

三重県志摩市大王町船越字野玉231番地 旧奥志摩みさきの家正門前

ウ 参加資格

「3 申込資格」と同じ

エ 参加申込方法

実施日の2開庁日前の午後5時までに、電話にて申込みを行ってください。
（※車でお越しの方は、その旨もお申し出ください。）

オ 申込先

京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課（担当：河合、堀）

電話 075-213-5622

カ 留意事項

写真撮影については可能ですが、撮影したものをSNSに掲載するなど、本件に係る目的以外の使用は禁止します。また、録画・録音は不可とします。

(6) 地歴の調査に利用した資料等の閲覧

本物件に関する基礎資料を紙媒体又は電子媒体（DVD）にて貸し出します。

ア 資料

・地歴の調査に利用した資料（位置図、登記事項証明書、旧土地台帳、公図地積測量図、官有地籍図、現況写真）

- ・物理探査（地中レーダー探査）結果資料探査結果資料
 - ・既存建物に関する設計図書
- イ 受付期間
令和6年7月16日（火）～令和6年10月11日（金）（土日祝日を除く。）
- ウ 受付時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- エ 受付方法
電話で事前に連絡のうえ、上記期間内にお越しください。
ただし、質問については、質疑の受付期間（令和6年8月16日（金）まで）しかお受けできませんので、御注意ください。
- オ 閲覧場所・連絡先
京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課（担当：河合、堀）
電 話 075-213-5622

6 契約候補事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により契約候補事業者を選定します。

(1) 活用計画の審査

申込者から提出された書類を基に、選定委員会において「審査項目及び審査基準」（別紙3）に基づき提出書類の内容確認を行い、活用計画の審査を行います。

ア プレゼンテーション審査及びヒアリングを行います。詳細は、別途本市から連絡します。

イ 審査は審査項目ごとに5段階（1～5点）で評価を行います。不相当と認められる場合は0点とします。

ウ 各審査項目の評価点に重要度に応じて設定した係数（1～4）を乗じ、各項目の得点を算出します。

エ 各委員が採点した合計得点を踏まえ、委員会の合議を経て最終得点を決定します。

オ 得点が満点の6割（78点）未満又は小項目1～5の得点が満点の6割（48点）未満である場合は、失格とします。また、本市が事前に定める予定価格を下回る場合についても、失格とします。

カ 提出書類の内容が不相当と判断した場合又は、いずれかの審査項目において委員の過半数が不相当（0点）と判断した場合は、当該申込者を失格とする場合があります。

なお、故意に虚偽のある応募については、審査結果によらず失格とする場合があります。

キ 共同提案の場合は、審査項目「活用計画の内容」については、個々の事業計画の評価とともに、敷地全体の総合的な計画としても評価します。

《選定委員会委員》 ◎：委員長

(五十音順・敬称略)

氏名	所属団体等
石井良彦	元奥志摩みさきの家所長
浦中秀人	一般社団法人志摩ネイチャー倶楽部職員
清水義子	新経営サービス清水税理士法人代表社員
田島知世	市民公募委員
出口みさと	志摩市役所観光経済部長
中村 滋	一般社団法人志摩市観光協会会長

(2) 契約候補事業者の決定

本市が事前に定める予定価格以上で、かつ、最高の得点（ただし、得点が満点の6割（78点）以上、かつ、小項目1～5の得点が満点の6割（48点）以上）を獲得した者を契約候補事業者とします。申込者が1者の場合でも、得点が満点の6割（78点）以上、かつ、小項目1～5の得点が6割（48点）以上で、契約候補事業者として適当と認められる場合には、その者を契約候補事業者とします。

なお、審査の結果、審査合格者なしとする場合があります。

(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査結果の決定後、速やかに申込者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（審査結果、契約候補事業者名、提案内容、契約予定価格等）については、本市ホームページ等で公表します。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

本市が指定する日までに、「市有財産売買契約書（案）（別紙4）」により、本市と仮契約を締結することとします。仮契約の締結は、本市行財政局資産イノベーション推進室において行います。また、仮契約を締結できない場合は、次順位の者を新たな優先交渉事業者とします。

本件は、市会の議決に付したうえで財産処分を行う必要がありますので、当該議決後、本契約への意向に関する通知を郵送します。当該通知日から5開庁日以内までの本市が定める日を本契約移行日（本契約締結日）とします。

なお、市会の議決が遅れた場合は、本契約への移行時期も遅れることになり、市会の議決が得られなかった場合は、契約候補事業者の決定は無効となりますが、本市に対する損害賠償の請求、その他一切の請求は認めません。

(2) 費用の負担

売買契約書（本市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙（売買金額に応じたもの）は、契約候補事業者の負担となります。なお、本市が作成する文書は印紙税非課税であるため、契約候補事業者保管用の契約書には収入印紙を貼付しません。

(3) 契約名義人

申込者名義で契約を締結してください。共同申込みの場合は、必ず「共同提案の申込者全員」の名義で契約を締結してください。

なお、この場合、本契約における債務は連帯債務になります。

(4) 注意事項

契約候補事業者が、本物件を公序良俗に反する用途に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

なお、共同申込の場合又は活用計画の内容によっては、売買契約書の内容を変更することがあります。

8 売買代金の支払

本契約の対象となった事業者（以下「契約者」という。）には、本市が送付する納入通知書により売買代金の全額を納付していただきます。

(1) 支払日

本契約締結後14開庁日以内

(2) 支払金額

売買代金の額

(3) 契約保証金

本契約締結日に、売買代金の100分の10（円未満切上）に相当する金額を契約保証金として納付していただきます。なお、契約保証金には利子を付しません。

※ 売買代金の金額を本契約締結日に一括納付いただくことで、契約保証金の支払いを免除することが可能です。

9 所有権移転登記

(1) 所有権の移転

本物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

(2) 手続

契約者から、登記嘱託請求書、登録免許税相当額の現金領収証書等の提出を受け、本市が所有権移転登記の手続を行います。

※ 共同申込の場合は、構成員調書に記載された持分に従い、所有権移転登記を行います。

(3) 費用の負担

所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）は、契約者の負担となります。

(4) 手続の完了

所有権移転登記が完了次第、契約者に登記完了証及び登記識別情報通知書が交付され、全ての手続が完了します。

なお、物件の取得に伴い、不動産取得税等、各種の公租公課が発生しますので、御留意ください。

10 その他

(1) 選定委員会委員との接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件に関する接触（直接、間接を問わない。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 契約候補事業者の取消し

売買契約の締結までの間に、契約候補事業者として不相当と認められる事情が生じたときは、契約候補事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、次点者を契約候補事業者とします。

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求、その他一切の請求を認めません。

(3) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

11 日 程

募集要項の配布	令和6年7月16日（火）～10月11日（金）
地歴の調査に利用した資料等の閲覧	令和6年7月16日（火）～10月11日（金）
現地見学会	第1回 令和6年7月31日（水） 第2回 令和6年8月7日（水）
質疑の受付期間	令和6年7月16日（火）～8月16日（金）
申込書類の受付期間	令和6年10月1日（火）～10月11日（金）
選定委員会（プレゼン審査）	令和6年10月以降
契約候補事業者の決定	令和6年10月以降
契約締結、売買代金納入	令和7年春頃
所有権移転等の登記	令和7年春頃

12 問合せ先

京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課 706-3（担当：河合、堀）

〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3

電 話 075-213-5622

電子メールアドレス seishi@edu.city.kyoto.jp

【建物の表示】

(主である建物①)

所 在 三重県志摩市大王町船越字野玉225番地1、228番地、229番地4

家屋番号 225番1

種 類 宿泊所

構 造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 69.56㎡

建築年 昭和43年4月

(附属建物)

符号1

種 類 宿泊所

構 造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 69.56㎡

建築年 昭和43年4月

符号2

種 類 宿泊所

構 造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 69.56㎡

建築年 昭和43年4月

符号3

種 類 宿泊所

構 造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 69.56㎡

建築年 昭和57年8月

符号4

種 類 宿泊所

構 造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 69.56㎡

建築年 昭和57年8月

符号5

種 類 宿泊所

構 造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 69.56㎡

建築年 昭和57年8月

符号6

種類 倉庫
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 5.32 m²
建築年 平成15年2月

符号7

種類 便所
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 29.79 m²
建築年 平成7年2月

符号8

種類 洗面所
構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積 10.60 m²
建築年 平成7年2月

符号9

種類 宿泊所
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 50.93 m²
建築年 昭和61年4月

(主である建物②)

所在 三重県志摩市大王町船越字野玉231番地、144番、168番地2、
225番地1、280番地5

家屋番号 231番の1

種類 事務所
構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積 117.23 m²
建築年 昭和55年9月

(附属建物)

符号1

種類 便所
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積 25.17 m²
建築年 昭和57年3月

符号2

種類 倉庫
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 24.50 m²
建築年 平成30年4月

符号3

種類 倉庫
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 30.69 m²
建築年 昭和55年5月

符号4

種類 倉庫
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 20.53 m²
建築年 昭和56年3月

符号5

種類 倉庫
構造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 2.12 m²
建築年 昭和55年5月

符号6

種類 事務所
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 46.71 m²
建築年 平成13年4月

符号7

種類 宿泊所
構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積 84.82 m²
建築年 昭和60年4月

符号8

種類 宿泊所
構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積 212.06 m²
建築年 昭和55年9月

符号9

種類 宿泊所
構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積 106.03 m²
建築年 昭和55年9月

符号10

種類 洗濯所
構造 木造スレートぶき平家建
床面積 19.57 m²

建築年 平成8年4月

符号11

種類 浴室

構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 55.09 m²

建築年 不詳

符号12

種類 浴室

構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 54.88 m²

建築年 不詳

符号13

種類 便所

構造 鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建

床面積 39.00 m²

建築年 昭和55年8月

符号14

種類 倉庫

構造 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 8.75 m²

建築年 昭和55年9月

符号15

種類 倉庫

構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 4.50 m²

建築年 不詳

符号16

種類 倉庫

構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 4.50 m²

建築年 不詳

符号17

種類 倉庫

構造 軽量鉄骨造スレート・合金メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 8.40 m²

建築年 不詳

符号18

種類 機械室

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床面積 10.50 m²

建築年 昭和55年4月

符号19

種類 倉庫

構造 木造スレートぶき平家建

床面積 20.53 m²

建築年 平成5年6月

(主である建物③)

所在 三重県志摩市大王町船越字野玉231番地、225番地1

家屋番号 231番の2

種類 プレイホール

構造 鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 514.64 m²

建築年 平成3年3月

(主である建物④)

所在 三重県志摩市大王町船越字野玉280番地8、276番地1

家屋番号 280番8

種類 共同住宅

構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 120.66 m²

建築年 平成5年5月

建物配置図

※1 主である建物①は「主1」、
主である建物②は「主2」等と表示

※2 附属建物については、「主1-1」「主2-2」等と表示

